

規制の事後評価書

法令の名称：銀行法施行令 等

規制の名称：大口信用供与等規制に関する見直しについて

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当 部 局：金融庁企画企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和7年6月30日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

バーゼル銀行監督委員会より示された「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み」を踏まえ、大口信用供与等規制について、以下の見直しを実施した。

- ・銀行持株会社が G-SIB である場合、別の G-SIB に対して有している信用の供与等については、より厳格な上限（15%。通常は 25%）を設定した。
- ・銀行等グループ内で行われる信用の供与等については大口信用供与等規制の適用対象外とした。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
大口信用供与等規制の見直し	事前評価時	我が国の大口信用供与等規制が国際的な規制の基準に対しより十分な水準の規制となることで、銀行等の業務の健全性を確保することができるほか、海外金融機関及び海外当局に対し我が国の金融規制に対する評価、ひいては我が国銀行等に対する信頼を確保することができ、海外における取引を従前と変わらず行えることとなることが見込まれていた。 また、銀行グループ内の信用供与等を適用除外とすることで、海外の金融機関との間で生じる競争上の不利益を解消する効果が見込まれるとともに、銀行等においてグループ内の信用の供与等を管理するための費用が削減されることが見込まれていた。
	事後評価時	事前評価時の想定のとおり、我が国の大口信用供与等規制が国際的な規制の基準に対しより十分な水準の規制となることで、銀行等の業務の健全性確保に資しているものと考えられるほか、本件規制の拡充については、バーゼル委員会等の国際機関からも適切であると評価されており、海外金融機関及び海外当局に対し我が国の金融規制に対する評価、ひいては我が国銀行等に対する信頼を確保することができているものと考えられる。 また、銀行グループ内の信用供与等を適用除外としたことで、海外の金融機関との間で生じる競争上の不利益の解消効果・銀行等におけるグループ内の信用の供与等を管理するための費用の削減効果があったものと考えられる。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
大口信用供与等規制の見直し	事前評価時	銀行（137行、[平成31年4月1日時点]）、信用金庫（258金庫、[令和元年7月16日時点]）、信用組合（147組合、[令和元年5月20日時点]）等において、本件見直しにより拡充された規制に対応するための与信管理態勢を構築する費用が発生することが見込まれていた。
	事後評価時	銀行、信用金庫、信用組合等において、本件規制に対応するための与信管理態勢を構築する費用が発生したのと考えられるが、銀行等から過大な費用が発生しているといった声はなく、事前評価時の想定を超える費用が発生している状況にはない。

■行政費用

		算出方法と数値
大口信用供与等規制の見直し	事前評価時	本件見直しを踏まえた与信管理態勢の構築状況等に係るモニタリング費用が発生することが見込まれていた。
	事後評価時	本件規制への対応に係る銀行等の与信管理態勢の構築状況に係るモニタ

		リングが行われているが、事前評価時の想定を超える費用が発生している状況にはない。
■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）		
		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	—
■その他の負担		
—		

3 考察

規制の見直しにより、過大な費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は一定程度発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。